

○ 経済産業省
環境省 告示第二号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行に伴い、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十七年
経済産業省
環境省 告示第二号）の一部
を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 山本 公一

別表第2中「第21条の2第1項、第30条第1項、第54条第1項、第57条の3第1項、第69条の2第1項、第88条、第96条の2、第97条の8、第99条及び第110条の2」を「第18条第1項、第23条第1項、第47条第1項、第51条第1項、第79条第1項、第91条第1項、第105条第1項、第110条第1項（第131条第1項の規定において準用する場合を含む。）、第127条第1項、第145条第1項、第161条第1項、第166条第1項、第183条第1項（第206条の規定において準用

する場合を含む。) 及び第 195 条第 1 項」に始まる。